

「確定拠出年金における他制度掛金相当額等の算定通知」の一部を改正する通知案に関する意見募集開始

対象	DB	DC	退職金	その他
内容	法令通知	財政運営	会計基準	その他

概要

- 10月22日、「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（令和3年9月1日年企発0901第2号）（以下、算定通知）」の一部を改正する通知案に関する意見募集※1が開始されました。
- 「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定に関する省令（令和3年厚生労働省令第150号）（以下、算定省令）における「厚生労働省が認める算定方法」等を明示するため、算定通知が改正されます。

＜改正内容＞

1. 算定省令に定める「厚生労働大臣が認める者」の定義の明確化
2. 算定省令に定める「厚生労働省が認める算定方法」の定義の明確化
3. 積立金の額を考慮して標準掛金を計算する場合の他制度掛金相当額についての算定方法の明確化
4. 算定省令に定める「他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働省が認める場合」の明確化



明確化が主な内容であり、変更による影響は限定的

ポイント

※1 [「確定拠出年金における他制度掛金相当額及び共済掛金相当額の算定方法について（通知）」の一部を改正する通知案に関する御意見募集について](#)

＜意見募集期限＞ 2025年11月21日15時0分

適用期日

- 発出日：2025年12月上旬（予定）
- 適用期日：発出日

改正案の内容

○算定通知及び算定通知Q&Aの改正(案)

算定省令	改正内容
第3条第1項第1号に定める「厚生労働大臣が認める者」の明確化	確定給付企業年金の加入者に係る標準掛金の計算に用いた特定の年齢で確定給付企業年金に加入する標準的な加入者であることを明示
第3条第1項第4号に定める「前三号の算定方法に準じた算定方法として厚生労働大臣が認める算定方法」の明確化	- 標準掛金の計算に用いている財政方式の区分に応じて次に定める方法であるものとして、算定通知Q&Aを改正 ① 現在加入者の将来期間分給付現価及び将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式を用いている場合 算定省令第3条第1項第2号に規定する方法(開放基金方式) ② ①以外の場合で将来加入者の給付現価を算定の基礎とする財政方式の場合 算定省令第3条第1項第1号に規定する方法(加入年齢方式) ③ ①及び②以外の場合で現在加入者の将来期間分の給付現価を算定の基礎とする場合 算定省令第3条第1項第3号に規定する方法(閉鎖型総合保険料方式) ④ その他①から③までにより難しい場合 算定省令第4条に規定する方法(加入者1人あたりの標準掛金額)
積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金の他制度掛金相当額の明確化	財政方式を加入年齢方式^{※2}又は開放基金方式^{※3}とし、積立金の額を考慮して標準掛金を計算する確定給付企業年金に係る他制度掛金相当額は、積立金の額を考慮せずに標準掛金を計算する場合と同様の方法(算定省令第3条第1項第1号又は第2号に規定する方法)により算定することを算定通知Q&Aに追加 ※2 加入年齢方式は、特定の年齢で加入する標準的な加入者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式 ※3 開放基金方式は、加入者及び加入者となる者に係る将来の給付に要する費用に充てるための標準掛金額を計算する財政方式
算定省令第4条に定める「前条の算定方法による他制度掛金相当額の算定が困難であると厚生労働大臣が認める確定給付企業年金」の明確化	財政方式を閉鎖型総合保険料方式とする確定給付企業年金において、標準掛金の計算に当たって将来分と過去分の通常予測給付現価を分けることが困難な場合が該当するものとして、算定通知のQ&Aを改正

以 上

発行元：三菱UFJ信託銀行 トータルリワード戦略コンサルティング部

※ 本件に関するご照会は営業担当者までお願い致します。また本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したものです。その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。施策の実行にあたっては、実際の会計処理・税務処理等につき、貴社顧問会計士・税理士・社会保険労務士等にご確認くださいようお願い申し上げます。本資料の著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。